

# 負けへんで！



皆さんお元気ですか。いい季節になってきました。

2月のパラオ視察旅行（4～5頁の旅行記をご覧ください。）、3月の岡山相続フォーラム（有難いことに大盛況でした。）、4月の岡山県中小企業団体中央会主催のフィリピン介護経済ミッション（これは話せば長くなるので省略。）などの行事があったほか、4月からは、平成27年度の岡山市包括外部監査の仕事も始まりました（今年度は、教育と保育の現場の事務、事業を監査する予定。）。

夏休みまでもうひと踏ん張りです。



平成26年度の岡山市外部監査報告書「区役所、支所の事務、事業」を大森岡山市長に提出しました。

## Oni ビジョン「もっと知りたい！」／RSK ラジオ「敷居のめえ～っちゃ低い法律相談所」

4月から Oni ビジョンの新コーナー「もっと知りたい！」に出演中。直近の放送は、4月の「自転車事故には要注意！」、5月の「大型連休と有給休暇ー飛び石連休をつなげることができる？ー」でした。毎月何回か放送されますので、是非ご覧になって下さい！

RSK ラジオ「敷居のめえ～っちゃ低い法律相談所」は、毎週火曜日午後7時からの放送。皆さまから番組に寄せられた身近に起こる様々なトラブルを法律の専門家たちとともにお答えします。



「もっと知りたい！」にて。佐々木さんとのカラミは久しぶり。



レディオモモ「DJ 大人スタイル」にゲスト出演。松田社長らとの3ショット。

### 今回の資料送付のご案内

新聞記事のご紹介	
郷友	5・6月号
岡山大学メールマガジン	16～18月号
おかやま産業情報	年度末号
行政岡山	3～4月号
岡山建設業協会 会報	2～4月号
eコミ。おかやま	3月号

### 小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号  
弓之町シティセンタービル6階  
Tel 086-225-0091  
Fax 086-225-0092

Mail:k0217@oka.urban.ne.jp

所長弁護士 小林 裕彦

弁護士 片岡 靖隆	弁護士 塩崎 篤史
弁護士 井筒 智子	弁護士 宗川 雄己
弁護士 丸山 洋平	弁護士 丸屋 祐太郎
弁護士 柳原 徹也	

HP: <http://kobayashilawoffice.p-kit.com/>

**相続問題まとめて解決!**

法律・税金・不動産・保険・金融・葬祭等、一流の専門家が一堂に会して  
講演いたします。ぜひこの機会をご利用ください。

**司法書士**

講演: 14:10~15:00  
「まずは知ることが第一歩! 遺言と相続手続きの実際」  
牧 沙緒里 (一任法務事務所)

**不動産**

講演: 16:30~17:10  
「相続税改正と不動産の相続対策 アパートなど収益物件による対策の実際」  
石田 信治 (岡山不動産鑑定事務所) 三宅 学 (高橋不動産カンパニー)

**司法書士**

講演: 13:00~13:50  
「元国税調査官にきく ~相続税の実際」  
那須 照正 (税理士法人)

**税理士**

講演: 10:00~10:50  
「改正相続税と節税対策の要点整理」  
竹村 高志 (竹村高志税理士事務所)

**税理士**

講演: 11:10~12:00  
「相続に対する心がまえ 自分らしくより良く生きるためには」  
難波 阿都子 (難波CA事務所)

**弁護士**

講演: 15:20~16:10  
「相続紛争から会社・事業を守る! 小林 裕彦 戦略的事業承継とM&A」  
小林 裕彦 (小林裕彦法律事務所)

**公認会計士**

講演: 17:30~18:20  
「早めに対策を! 上手な相続のための準備・解決方法」  
那須 信宏 (那須信宏法律事務所)

**司法書士**

講演: 13:00~13:50  
「元国税調査官にきく ~相続税の実際」  
那須 照正 (税理士法人)

**司法書士**

講演: 13:00~13:50  
「元国税調査官にきく ~相続税の実際」  
那須 照正 (税理士法人)

# おokayama 相続フォーラム

OKAYAMA INHERITANCE FORUM 2015

## 2015 3/15 (日) 9:30~18:30 (開場9:20~)

おokayama未来ホール (イオンモール岡山 5F)  
JR岡山駅から地下道直結徒歩5分

どなた様でも参加いただけます

**各400名様 参加無料**

申込受付中

事前申込の方、優先的に講演会に参加できます。

\*定員に達した場合はご容赦させていただきます。

**無料相談会同時開催**

> 相続相談 > 税務相談 > 事業承継相談 > 不動産・保険・葬祭・金融相談 他

086-259-4076
平日 9:00~17:00

◎講演参加をご希望の方は、上記よりテーマをお選びください。お申込み多数の場合は抽選とさせていただきます。(なお相談受付は先着順となります)  
 主催: OHK岡山放送 事業主: おokayama相続フォーラム事務局 岡山市北区野田三丁目1番1号 東光野田ビル3階(一任法務事務所内)  
 共催: 司法書士法人一任法務事務所、小林裕彦法律事務所、朝日税理士法人、竹村高志税理士事務所、株式会社岡山不動産鑑定事務所、岡崎不動産カンパニー、株式会社くら保険、株式会社マト銀行  
 協賛: 清水ハウス株式会社、パナホーム株式会社、エス・バイ・エル・カバヤ株式会社、株式会社ウェブハウス、プルデンシャル生命保険 岡山支社、三井生命保険株式会社 岡山支社、株式会社岡山山崎、株式会社石藤 他  
 後援: 株式会社中国銀行、おokayama信用金庫、株式会社広島銀行、岡山市農協協同組合、岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会、公益財団法人岡山県産業家同財団、岡山県選挙区ご支援センター、全国定額用紙地価家賃情報提供委員会、岡山定額用紙地価家賃情報研究会、その他企業団体

OHK「なんしょん？」でおokayama相続フォーラムの宣伝（平成27年2月20日）



岡山市民版

電子版なら他の地域版も読める  
山陽新聞デジタル  
http://www.sanyonews.jp

「小規模工事改善を」  
公正な競争確保求める

岡山市のO・I・H年 上記契約書類を、小規模工事は契約の上  
年度監査 14部 外部監査の結果「規程あり」を無 限となる「許価価格」  
市包 の括外 20日までに、まどまどとしてい系列争原理が  
た。業者「随買契約 働いていない可能性が 公衆し、相見積もりで  
する 既所注の小規 あるとして改善を求 最も低い金額を示した  
機工事 (300万円) いる。」 業者と契約している。 最悪な形で決まった  
下(2)いう、8社に 監査書にもと 御津、岡田支所が住  
1社のみ許価価格を 民基台帳のシートを し、市長は「(2)に 対応を検討したい」  
わずかに下回る金額 使い、敬啓会の出席対 象者の氏名や住所な  
を提示し、他の参加 者はいずれも許価価格 どの町内会長は提議  
と金額のケースが多し、(2)に(2)に とい、公正な競争が確保 される仕組みを検討 する。  
「公正な競争が確保 される仕組みを検討 する。」  
林裕彦弁護士が報告書 至大森雅夫市長に手渡

TEL 0861-8011816  
FAX 0861-8011816  
sanyo@sanjo.or.jp  
http://www.sanyo.or.jp  
TEL 0861-8011816  
FAX 0861-8011816

平成27年3月31日  
山陽新聞  
平成26年度の岡山市包  
括外部監査報告書を提出  
したときの記事です。監査  
報告書提出は結構迫力が  
あるのですが、この新聞記  
事は今一つ迫力が伝わっ  
てないような(泣)。

平成27年5月10日  
山陽新聞たまの版

玉野人づくり大学5周年記  
念講演の記事です。演題は何  
と「生活を豊かにする法律と  
温泉の話」。法律よりも温泉  
の方が食い付きが良かった  
(笑)。  
温泉は五感で楽しめるこ  
と、温泉の効能、日本三名泉、  
三古泉、三大美人湯などの解  
説、私がインパクトを受けた  
温泉、温泉業界を取り巻くさ  
まざまな問題点などをじっくりと。

リスク管理大切に  
玉原の小林弁護士  
身近な法律を紹介



「生活を豊かにする」を主 本三名泉」とされる有  
「アイト」に法律と温泉につ 馬(兵庫県)、草津群  
いて話す小林さん 馬場、下呂岐阜県  
など全国の有名な温泉  
のための遺言作成成  
午後4時開始に際して 分析表が温泉を対象に  
の注意点を話した。  
遺言は「人生の最後  
に親としての気持ちをお  
子に伝えることができ  
るもの」とし、残され  
た家族がもめないため  
をとりながら熱心に耳  
を傾けた。市の人材育  
成講座「たまの地域人  
材講座」の講師として実施さ  
れた。(岡本通加)

殿などがあつた当時はかなり規模の大きなものであつただろうと思われました。手水鉢など当時のものがそのまま残されていきました。しかし、地元の議員さんの所有地になつていてこのこと。現在は、事実上訪問できますが、いつまで日本人がここを訪れることができるのかと不安になりました。その後、帰路に、

#### パラオの戦闘を振り返って

ペリリュー島のオレンジビーチから空遊跡までは目と鼻の先にありました。それ故、南地区の千明大隊、西地区の富田大隊の激戦ぶりが目に浮かぶようでした。また、中部山岳地帯のジャングルの険しい山々や洞窟を見ると、中川大佐が指揮を執つた大山に砂囊を桶に前進するアメリカ兵に対する日本軍の身を挺しての激戦ぶりを想起でき、思わず目頭が熱くなりました。

パラオに限らず、太平洋島嶼での戦闘においては、アメリカ軍の海と空からの強大な火力による援護の下、戦車、機関銃、火炎放射器を駆使した攻撃に対し、日本軍は小銃と手榴弾という絶望的な戦闘が繰り返されていきました。かかるパラオの激戦地での戦跡を、今回目の当たりにすることができ、日本軍人の純忠なる祖国と家族を思う気持ちと勇気への感謝の気持ちがふつふつと胸にこみ上げてきました。そのような気持ち呼び起こしてくれたという点で、私にとっては非常に有意義な研修旅行でした。

#### 硝煙こむる南洋にて

日本国の再生と発展を胸に、硝煙こむる南洋に散華した英霊たちは、現在の日本国を見たらどのように感じるでしょうか。平和主義のお題目は理想としては結構なことですが、国際間のパワーゲームは、友好と譲歩だけでは成り立つはずはありません。

ん。近隣諸国に対しては、なおのこと確かな戦略に基づく是非々の対応が肝要であることは言うまでもありません。平和を要する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全、生存を保持しようとしたなどといったおおよそ非常識で、国民の家への不信感を増長させ、国民の日本国への誇りを木っ端微塵に打ち砕くような前文を掲げる憲法は、押し付け憲法論やハーグ陸戦法規以前の問題として、早急に改正すべきです。

また、国民の誇りと自信を取り戻すため、歴史的事実に基づく真の自国の歴史教育を行き渡らせる必要があります。理性が通じる諸外国を十分味方に引きつけた上で、歴史が社会科学であり、当該国家の固有のものであるという常識の下、いわゆる特重三国に対しては、毅然とした歴史外交を展開すべきであることを今回の研修旅行で改めて強く認識した次第です。

現地の日本人ガイドさんがおっしゃるには、最近では「永遠の0」や「風立ちぬ」の映画などの影響で、スキューバダイビングだけではなく、パラオの戦跡を見に来る日本の若者が増えていくとのこと、これは大変喜ばしいことです。やはり、正しい歴史を若い人たちに正しく伝えていかないとけない。安倍首相が、GHQがたった8日間で作った「代物」と見事に喝破した憲法、私も法律家の目から見ても、おおよそ裁判というものの名にまったく値せず、それ自体が戦争犯罪でもある東京裁判、そしてそれに基づく日本を永久的に戦犯国にするとする歴史観、他国の外交的利益をそのまま見事に代弁する、おおよそ世界に類をみないような反日マスコミ等の害毒にさらされながらも、日本国や日本人はまだまだ捨てたものではないと思えました。

硝煙こむる南洋にて、日本国のために散華された英霊たちに對し、改めて慎んで哀悼の意を表したいと思えます。



## パラオ研修旅行記 硝煙こむる南洋にて

岡山県郷友会安全保障フオーラム担当部長  
(岡山弁護士会所属弁護士) 小林 裕彦

はじめに

寺島泰三日本郷友連盟会長を団長として、平成27年2月24日から3月1日にかけて、総勢15名でパラオ研修旅行に行つて参りました。岡山県郷友会からは藤原一理理事長以下合計6名が参加いたしました。



筆者近影

パラオにも従軍慰霊塔が！

2日目はコロール島とバベルダオ島(本島)を訪問。パラオは、日本の初夏のやや暑いときの様な感じですが、日差しはかなり強い。空は青く澄み渡つていて、海は青いというよりも碧い。建物は古いが、ゴミが散らばっているなどの汚い感じはあまりなく、空気もきれいで過ごしやすそうなお所です。

まずは、コロール島とバベルダオ島を結ぶ日本パラオ友好橋。日本国からの援助にて橋が建設された旨がきちんとわかりやすく書かれておりました。その後、病院跡、日本人慰霊塔、韓国人慰霊塔等を訪れました。

韓国人慰霊塔はパラオの議会からも見えるくらい近い距離にあります。しかし、その碑文には、何と「韓国人女性はエンターテイナーとして日本軍のために働くことを強制させられた。エンターテイナーとされてきた韓国人女性は約5000人いた」な

た兵隊さんの超人的な苦勞を思い出して、この程度の波しぶき加きは何でもないと思つてはいたのですが、さすがに疲れてしまいました。

そして、大東亜戦争の激戦地であるペリリユー島に上陸。早速、日本海軍軍医隊(現在は歴史資料館)を訪問しましたがその壁には、アメリカ軍の艦砲射撃の生々しい直撃痕跡が。そのほか、零式戦闘機の残骸などを見学しました。乗員の御冥福を祈りながら、零式戦闘機に直に触れることができ、感無量でしたが、アングウル島で見たアメリカ軍の戦闘機に比べて華者というのか、如何にも日本的な繊細な感じを感ずりました。

ペリリユー島にて

4日目は、午前中、ペリリユー島の西太平洋戦没者慰霊碑で慰霊祭。寺島団長の哀悼の辞には本心に心を打たれました。そして全員で熟湯「海ゆかば」を合戦。ところで、ここで、中川州男大佐の墓碑が破壊されているのに気づきました。如何なる理由かわかりませんが、誰が何のためにこんなことをし、何とも言えないいたたまれない気持ちになりました。

その後、日本軍司令部跡や日本軍の九五式軽戦車などを見学。日本



日本軍の九五式軽戦車



西太平洋戦没者慰霊碑前にて

どといったことが英語で書かれていました。何の根拠があつてこのようなことを書いているのか憤りを感じるとともに、親日国のパラオが彼の国の反日プロパガンダに汚染されないことを祈らざるを得ませんでした。それにしても、日本人がアジアの解放と祖国の防衛のため、現地の方々に出ないよううに疎開させてまで戦つた、このようないわば聖地にまで、事実無根の悪意に満ちた創作歴史の毒をばらまく彼の国の底意地の悪さにはほとほと呆れ果てた次第。

アングウルそしてペリリユーへ

3日目は、大変風通しのいい船でペリリユー島を通過して一路アングウル島へ。途中、海上保安庁巡視船「あきつしま」(これもネーミングが素晴らしい！)へ編者注「四月八日の天皇皇后両陛下の慰霊訪問の宿泊用として使用のため準備行動で訪バ中だった」の趣意も拝見。天気晴麗にして波も緩やか、イルカも泳いでいました。アングウル島に上陸後、軽トラの荷台に揺られながら、日本軍の基地跡やアメリカ軍のM4戦車やアメリカの戦闘機の残骸や日本軍のトーチカ跡などを見学。しかし、日本人の戦没者慰霊塔は津波に流されてかなり破損してしまいました。政府は、こういう所にこそお金を出さないとけないのではないかとつくづく感じました。

その後、再び乗船してアングウル島からペリリユー島へ。しかし、このときは波が大変荒れていて、船が大いに揺れて、しかも波しぶきを大量に浴びて大変でした。ポケットに入れていたスマホが使用不可能になるかというくらいに状態。アングウル島からコロール島まで約50キロの海上を伝令で泳いで渡つ

軍司令部跡では、風呂や便所の跡も残っていて、当時の日本人の生活ぶりが想われました。電信室のドアが頑丈だったのが印象的でした。九五式軽戦車は、アングウル島でアメリカのM4戦車を見ていたせいにか、実物を見ると、戦車という概念に当てはまらないような非常に小さく、弱いものでした。これではアメリカ軍との戦車戦では到底勝負にならないと思ひ、胸が痛みました。

そしてアメリカ軍が上陸したオレンジビーチや飛行場跡、日本軍の高射砲、中川大佐自決壕跡等を見学して、再びコロール島へ。オレンジビーチは、かつてここがアメリカ兵の血で赤く染まったとは思われないくらい静かでのどかな海岸でした。また、日本軍の高射砲陣地は洞窟を利用した立派なもので、感動しました。しかし、おそろしく実験では、威力を発揮できなかったのではないかとこのことでした。だからこそ今でも残っているのかも知れません。

中川大佐自決壕では、ここで最後まで指揮を執られていたのだと思ひ、一同最後礼、洞窟に入るのはさすがにためらいましたが、それにしても、この洞窟にもアメリカ軍の火炎放射器で焼かれた跡が生々しく残り、ここまでやるかという思いと、いくらか戦争とはいえ、アメリカ軍の残酷さを改めて実感しました。

南洋神社跡にて

5日目は、南洋神社跡等を見学しました。南洋神社跡は、社



オレンジビーチ

● 所沢市で実施された「住民投票」制度って何?

平成27年2月15日、埼玉県所沢市で「小中学校教室へのエアコン設置」を巡って住民投票が実施されました。投票率は、31.54%と決して高いものではありませんでしたが、賛成票が有効票の過半数に達しました。所沢市の住民投票条例では、賛否の票の多い方が有資格者数の三分の一以上となった場合「結果の重みを斟酌しなければならない」との規定が存在しましたが、投票資格者総数の三分の一には達しなかったようです。

「住民投票」とは、「特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度」をいいますが、今回は、この住民投票の制度についてお話ししたいと思います。

1 住民投票制度の種類

(1) 現行法上制度化されているもの

ア 議会の解散請求があったとき→選挙権を有する者3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理

委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散することになります。

イ 議員または長の解散請求があったとき→選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職することになります。

ウ 地方自治法特別法に関する住民投票→ひとつの地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができません。

エ 合併協議会の設置についての住民投票→議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて合併請求市町村の長または6分の1以上の有権者は住民投票に付することを請求できます。

上記(1)以外で、地方公共団体が定める条例に基づき住民投票することもできます。なお、条例による住民投票

票を行うためには、住民投票条例の制定が必要となります。

今回の所沢市の住民投票は、『防音後者の防湿工事(冷房工事)の計画的な実施に関する住民投票条例』に基づいて実施されました。

2 住民投票の法的拘束力

条例で定める住民投票制度は、住民の利害に関連をもつ市政運営上の事項について、直接住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度です。そのため、住民投票に法的拘束力はなく、首長は住民投票によって示された意見を最大限に尊重することが望ましいとされるにとどまります。

このように住民投票の結果には法的拘束力はありませんが、住民の意見は尊重されることにはなります。

したがって、住民投票が実施される場合には、教職員の皆さんも投票に行かれるとともに、学生にも投票を呼び掛けていただきたいと思います。なお、学生の中には住民票を移す手続きを怠っている者もいる可能性がありますので、まずは転出届・転入届の手続きを行うよう促すようお願い致します。

\*\*\*\*\*

■□ 法（ほう）～納得！ 第17号 □■ 平成27年 4月 1日発行

\*\*\*\*\*

- ドタキャンには要注意

3月～4月は、歓迎会・送迎会やお花見が多く開催され、週3回は飲み会、毎週土日は飲み会で全て埋まっているという方も多いでしょう。このような歓迎会・送迎会・花見会では、幹事さんはお店の予約以外にも、参加者のドタキャン(直前のキャンセルのこと)に対応する必要があるなど気苦労は絶えないものです。幹事さん泣かせのドタキャンですが、今日はこのドタキャンについてお話します。

最近では、旅行会社やホテルの約款のように「●日前から●日前までのキャンセルは、料理代金の●%をキャンセル料としていただきます。」とHPなどで明示されているお店も増えてきました。では、このような記載がない場合、ドタキャンをしても一切キャンセル料は発生しないのでしょうか。

歓迎会・送迎会・お花見の幹事さんの仕事の流れは一般的には次のようになります。

(1)外せない人の日程確認→(2)参加者を募る→(3)日時を確定してお店に予約の電話をする→(4)参加者に確定した日時・場所等を周知する→(5)当日を迎える。

法律的には、お店との契約は上記の(3)、つまり、お店に予約の電話を入れお店が「●日に●名、予算●円で承りました。」と言った時に、契約は成立しています。不思議に思う方もおられるかもしれませんが、このように口頭の合意であっても、契約の成立となります。

契約が成立すれば、お店は、その日の料理提供に向けて仕入れやバイト増員などの準備を始めます。大人数の予約の場合には、店を貸切にし、他の予約を断っていることもあります。

このようにお店は準備を始めますが、店を貸切にして他の予約を断っていたような場合にドタキャンがされると、食材費、人件費、他の客から得られたであろう売上の分が得られないという損害が発生する可能性があります。このような損害が実際に発生した場合で裁判が提起された場合、全額が損害賠償額として認められるかは難しい問題ではありますが、一定額が損害として認められる可能性は十分にあるので、注意が必要です。

弁護士費用をかけてまでお店がドタキャンしたお客を訴えることは実際にはあまり多くはないと思いますが、店に多大な迷惑をかけるという事実を認識し、皆さんには飲み会参加の可否について検討していただきたいと思います。

今日は、紙面の余白がありますので、一つお酒に関連するお話をしようと思います。

皆様は、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」という法律があることを御存知でしょうか。この法律の第4条第1項は、「酩酊者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたときは、拘留又は科料に処する。」と規定されています。お酒に酔って大学構内等でリバースをしたとしても、「著しく粗野又は乱暴な言動」には該当しないと考えられますが、いずれにせよ、お酒は自分のペースを守って飲まなければならないことを認識させる法律です。

今日のドタキャンに関連して、お店から損害賠償請求を受けたり、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」に基づき逮捕されたというようなことが起これば人生の一大事ですので、弁護士にすぐに御相談下さい。

～ 高速道路上の歩行者との交通事故 ～

5月の大型連休、8月のお盆の他、今年は9月にも大型連休があり家族や友達との旅行を計画されている方も多いと思います。そして、大型連休中のニュースとして必ず報道されるのが高速道路での交通事故です。そこで、今回は、高速道路上での交通事故についてお話ししたいと思います。

● 歩行者をはねてしまった場合

1 一般道路の場合

一般道路において自動車走行中に歩行者をはねてしまって怪我等をさせたりすれば、過失運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条）の罪に問われます。

この「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（通称：自動車運転死傷処罰法）が成立した背景は、従来は、飲酒運転など悪質な運転で死傷事故を起こしても「危険運転致死傷罪」の適用が見送られるケースがあり、より事故の発生実態に即した法整備が求められていた点にあり、この法律は平成26年5月20日から施行されています。

自動車の運転手は、車の進行方向を注視して進行する義務、すなわち前方注視義務を負っています。そして、一般道路においては、歩行者もいたるところに存在していることから、歩行者をはねれば前方注視義務に違反したとされることが大半です。

2 高速道路の場合

他方、高速道路で歩行者をはねた場合はどうでしょうか。高速道路は、歩行者の侵入は禁止されています。そのため、高速道路を自動車で行っている場合には、歩行者の存在を予測し注意しながら走行することで求められているものではありません。したがって、高速道路上で中央分離帯を越えて歩行者が自己の走行車線に進入してきたような場合には、前方注視義務に違反したとまではされない可能性があります。

もっとも、前方に事故車が停車している場合等には、人がその車から降車することは十分に予想されます。また、SAの駐車場でも人の存在は多く予想されるものであります。このように、人が存在することが予想される場合、予想が可能であったのに漫然と自動車と走行させたという事情が認められやすく前方注視義務違反として罪に問われる可能性があるため、十分な注意が必要です。

● 逮捕されたら、有罪なの？

上記のように一般道路でも高速道路でも歩行者をはねるという事故を起こした場合には、「現行犯逮捕」されることが多いです。しかし、現行犯逮捕されていたとしても、上記の様に、「前方注視義務に違反したとまではいえない」と評価される場合もあり、このような場合には有罪とはならない可能性もあります。

このように、逮捕イコール有罪というわけではありませんが、人をはねたという事実が消えるわけではありません。そして、その人には家族もいます。ご自身が被害者になる可能性もあれば加害者になる可能性も十分にあるため、自動車の走行、特に死亡事故となる確率が高い高速道路での走行には十分注意し、旅行を楽しんでください。



連載

## 企業法務ケーススタディー



vol. 54

### 受診の勧め

— 精神疾患の診断を受診する義務はあるの? —

相談内容

当社は、毎年3月に定期健康診断を実施しています。この定期健康診断以外に、精神疾患の疑いのある従業員に対して、診察を受けるように命じようと考えています。このことに関して問題はありますか。

#### 1 メンタル問題が急増している!

回答 近年、従業員のメンタルヘルスに関する問題が急増しています。従業員が過度の仕事によってメンタルバランスを崩して精神疾患を発症した場合、その精神疾患が労災と認定されるおそれがあります。労災と認定されますと、企業は、従業員の健康等への配慮義務を欠いていたとして、数百万円単位の損害賠償をしなければならない可能性があります。

近年、労働安全衛生法の精神疾患に関する改正が検討されていることから、企業は、今後ますます従業員のメンタルに配慮する必要があると考えられます。

#### 2 受診を命令することはできる?

労働安全衛生法によりますと、企業は、常時雇用している従業員に対して、雇入れ時及び1年に1回の定期健康診断を実施する義務があります(労働安全衛生法第66条第1項、労働安全衛生規則第44条第1項)。そして、従業員も、この定期健康診断を受診する義務があります(労働安全衛生法第66条第5項)。

御相談の件は、この定期健康診断以外で診察を受けるように命じたいとのことなので、別に考える必要があります。

#### 3 就業規則に規定を設けること!

この点に関して、最高裁は、就業規則において受診義務に関する規定があり、その規定に合理性・相当性が認められる場合には受診を命令できると判示しています(最高裁昭和61年3月13日 労判470号6頁)。

奇妙な言動が目立ってきた等、メンタルの不調が疑われるような従業員に対して、企業が受診を命じることができるとの規定は、一般的に合理性・相当性が認められると考えられます。就業規則に、その旨の規定を設けていれば、受診させることができると考えられます。

受診の結果を企業が知るためには、従業員から診断書等の任意提出を受けるか、あるいは、従業員の同意のもとで受診した医師から受診結果について聴取することになります。

#### 4 従業員のメンタルに配慮すること

従業員がメンタルバランスを崩して精神を患うと、企業に損害賠償責任が生ずるおそれだけではなく、職場の雰囲気が悪くなり、士気が低下するおそれもあります。また、このようなことで裁判になってしまうと、マスコミによって報道され、企業のレピュテーションが低下してしまう可能性もあります。

従業員のメンタルバランスは、従業員個人にとって重要なものもちろんですが、企業にとっても重大なものであるといえます。

従業員のメンタルに配慮した制度設計のみならず、就業規則そのものについて何かお悩みがあるようでしたら、弁護士等の専門家に御相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所(現在弁護士は8人)を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、遺産相続人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階  
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

連載

## 企業法務 ケーススタディー



vol.55

### 社員旅行での悲劇

—社員旅行も仕事のうち?—

相談内容

先月の社員旅行で、当社の従業員が温泉で足を滑らせて転び、全治2週間の怪我を負いました。これは労働災害になるのでしょうか。また、会社は何らかの損害賠償責任を負うのでしょうか。

#### 1 注意一秒怪我一生

回答

社員旅行を実施している会社は、昔に比べて減ってきているようですが、社員同士の交流を深める手段として、現在も有意義な行事だと思います。特に温泉は疲労回復にも効果的なので、日頃の疲れをとることもできます。もっとも、その旅行で怪我をしてしまったら台無しになってしまいますし、場合によっては一生に関わる怪我にもなりかねません。

それでは、社員旅行での怪我は労働災害になるのでしょうか。また、会社は何らかの賠償責任を負うのでしょうか。

#### 2 労働災害が発生するとどうなるの？

労働災害とは、業務上、または通勤途上の負傷、疾病などのことです。労働災害が発生すると、会社は補償責任を負い、労働基準監督署にその事故を報告する必要があります。会社が労災保険に加入している場合には、一定の補償責任について免れますが、万が一加入していない場合、数百万円もの補償責任を負う可能性も出てきます。

ご相談の件は、社員旅行中の事故であり、通勤途上の事故ではないため、業務上発生したことになるかどうかのポイントとなります。

#### 3 社員旅行も仕事のうちなの？

業務上発生したかどうかは、業務遂行性と業務起因性という二つの基準によって判断されます。業務遂行性とは、会社の支配下にあることです。業務起因性とは、その怪我などが業務によって発生したことです。

通常、社員旅行のような行事は、強制参加になる場合を除いて、会社の支配下のもとで行われるものとは判断され

にくいといえます。そのため、ご相談の場合も強制参加ではない限り、業務遂行性が認められず、労働災害にあたりないと考えられます。

#### 4 他に責任を負う場合がある？

事故の前に、参加社員全員の懇親会に参加して、上司などから何度も乾杯をさせられた結果、酔いつぶれてこのような事故を起こした場合には、会社側に安全配慮義務違反や使用者責任が生じる可能性があります。

ご相談の件でもこれらの責任が生ずる可能性があります。しかし、社員の不注意が原因であるならば、会社に責任は発生しないと考えられます。

#### 5 ふとしたところに落とし穴

会社の活動では、一見何でもないようなことでも大事になってしまう場合があります。事故に対する対処を誤ってしまうと、法令順守ができていない会社であるとみられる可能性があります。また、社員との間で訴訟などに発展してしまうと、職場の士気が低下することも考えられます。

不幸にも問題が発生した場合には、拡大させないために、正確な知識をもって適切に対処していくことが重要です。

どのように対処していけば良いのか判断に困った場合には、速やかに弁護士などの専門家にご相談ください。

弁護士 小林 裕彦

昭和36年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は8人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階  
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092



## 法務虎の穴 第49回 「インターネット上の書き込みへの対応その2」

弁護士 小林 裕彦

ことも必要になります。

前回から引き続き、インターネット掲示板への誹謗中傷の書き込みを題材としましたが、インターネット上に公開された情報の削除や発信者の特定は、個人に対する名誉毀損やプライバシー侵害だけでなく、会社や事業者に対する信用毀損のケースでも同様に問題になります。

今後も、この種の相談は増加していくと考えられますので、専門家としても、基本的な手続の流れを押さえた上で、的確なアドバイス、対応をする必要がありますね。



筆者プロフィール  
小林 裕彦(こばやし やすひこ)  
昭和35年大阪生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

今回は、インターネット掲示板に自分の個人情報や名誉を毀損する書き込みがなされた場合の対応として、サイトの管理者や経由プロバイダに対して書き込みの削除や発信者情報の開示が請求できることをお話ししました。

今回は、これらの手続について少し詳しくお話ししたいと思います。

1 書き込みの削除の手続について  
書き込みの削除請求を受けたプロバイダは、①当該情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があると判断したとき、②当該侵害情報の発信者に対し削除に同意するかを照会し、7日以内に削除に同意しない旨の申出がなかったときに書き込みの削除をすることになります。

もし任意での削除に応じてもらえない場合には、裁判によることとなります。これについては本案訴訟によることも考えられますが、迅速な被害救済の方法としては、侵害情報の削除の仮処分を申し立てることになります。

2 発信者の特定の手続について  
①IPアドレスとタイムスタンプの開示請求  
前回お話ししたとおり、掲示板への書

き込みの場合、まず、管理者からIPアドレスとタイムスタンプ(送信時刻)の開示を求めることとなります。

これについても、任意での開示に応じてもらえない場合の方法として、発信者情報開示の仮処分の申立てが有効です。

②発信者の氏名等の開示請求  
次に、開示を受けたIPアドレス、タイムスタンプを基に、プロバイダに対して発信者の氏名・住所等の開示を請求することになります。

開示請求を受けたプロバイダは、発信者に対して、氏名等の情報を開示することについて意見を聴くこととなりますが、通常、任意での情報開示には応じてもらえないので、裁判によるしかありません。また、発信者の氏名等の情報については開示の仮処分は認められていませんので、本案訴訟が必要となります。

しかしながら、プロバイダにはアクセスログ(通信記録)の保存期間が法律で定められておらず、通常3～6か月しかログは保存されていません。そうすると、本案訴訟で発信者情報開示の勝訴判決を得ても、ログが消去されていれば事実上開示は不可能となってしまいます。

そこで、本案訴訟の提起の前に、ログ保存(削除禁止)の仮処分を申し立てておく

## 法務虎の穴 第50回 「民法改正の注意すべきポイントその1」

弁護士 小林 裕彦

れます。これは、中断のない除斥期間の規定が、不法行為の被害者にとって過酷な場合があることを考慮したものです。

最近、テレビや雑誌でも民法改正のテーマが度々取り上げられており、これに対する国民の関心が高まっています。クライアントから改正の内容について尋ねられる機会も増えてくるでしょう。

専門家としては、改正の動向を正確に理解してスムーズに対応できるようにしておくことが必要となりますね。



筆者プロフィール  
小林 裕彦(こばやし やすひこ)  
昭和35年大阪生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



## 法務虎の穴 第50回 「民法改正の注意すべきポイントその1」

1 120年ぶりの民法大改正  
今年2月10日、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」が決定されました。今回の改正は、明治29年の民法制定以来、120年ぶりの大改正ということになります。

改正案は今年3月下旬に国会に提出され、早ければ今国会で成立する見通しですが、成立後も施行されるまでは1～2年の猶予期間が設けられるものと思われます。もっとも、改正の規模が大きいこともあり、専門家としては先取りしてポイントを押さえておくことが有益です。

そこで、今回から数回にわたって、民法改正の主要な点を取り上げてお話ししたいと思います。

2 錯誤が取消しに  
現行民法では、要領の錯誤がある法律行為は無効とされています。法律家の間でも、「錯誤無効」という言葉をこれまでよく使ってきました。

これに対して、改正民法では、錯誤は無効事由ではなく、取消事由に変更されることになっています。

この点についての重要な影響としては、錯誤に、法定追認の規定や取消期間の規定が適用されるようになることです。

特に、期間の制限(追認できる時から

5年間の時効、行為時から20年間の除斥期間)がかかってくる点については、法律相談などの際に注意が必要です。

3 債権の消滅時効期間が短縮  
債権の消滅時効期間は、現行民法では10年ですが、改正民法では、これに、「権利を行使できることを知った時から5年」という主観的事実を起算点とする消滅時効期間が加わります。

契約に基づく履行請求権については、通常、契約時に履行可能時期を知ることになりますから、実質的には時効期間が5年に短縮されることとなります。

4 その他の消滅時効の重要な変更  
現行民法では、医師の診療に関する債権は3年、弁護士は2年、旅館や飲食店は1年など、職業別の短期消滅時効が定められていますが、これらの規定はすべて削除されることとなります。

また、不法行為に基づく損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から3年の消滅時効にかかりますが、改正民法では、生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、時効期間が5年に延長される点も重要です。

不法行為時から20年の期間制限については、判例はこれを除斥期間であると解していますが、改正民法では、除斥期間ではなく時効期間であることが明記さ

## (法律相談コーナー)

## 第56回 「代休」と「休日の振替」どう違う？

## ●相談内容●

当社では、休日労働した従業員に対して代休を付与することができる旨の就業規則の定めがありますが、代休の取得期間を制限することは可能でしょうか。また、代休制度と類似した制度に、休日の振替制度がありますが、両者はどう違うのでしょうか。

## ○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

## 「代休」と「休日の振替」

「代休」と「休日の振替」はどちらも、従業員がもともと休日だった日に労働し、他の日に休むという点で、類似した制度です。ですから、両者を区別していなかったり、誤った運用がなされたりしている例が多くみられます。

## 二つの制度はどう違う？

しかし、この二つは、主に次の点で異なります。

まず、休日の振替は、事前に休日と労働日を入れ替える制度であるのに対し、代休は、休日労働をしたことの代償として他の労働日を休暇とする制度です。すなわち、休日の振替を行うには、本来の休日の少なくとも前日までに、会社が振替日を特定しておかなければなりません。代休は事後的に与えればよく、会社または従業員いずれが代休日指定する制度としても構いません。

次に、休日の振替では、休日と労働日が入れ替わっているため、労働者が休日労働したことにならない一方、代休の場合は、後で休暇を与えるとしても労働者が休日労働した事実にかわりはありませんので、休日労働をした日について割増賃金を支払う必要があります。

## 代休の取得期間の制限

また、代休の制度が、労働基準法等の法律上の制度ではない点も、休日の振替との大きな違いです。つまり、代休の制度を設けるのに就業規則等の定めは必要ですが、あくまでも社内の制度ですので、制度設計は比較的自由です。したがって、たとえば、代休の取得期間を1年以内と限ったり、取得できる日数を制限したりすることも可能です。

## トラブルになる前に御相談を

休日や休暇の取得は、会社、従業員どちらにとっても重要です。トラブルが起こればやむを得ない事項であると言えます。今回のような労務制度をはじめとして、法律的な問題に疑義が生じれば、トラブルが起きる前に、すぐに弁護士に御相談されることをお勧めします。

## (法律相談コーナー)

## 第57回 懲戒処分の社内公表

## ●相談内容●

当社では、先日、遅刻や無断欠勤を繰り返したことを理由として、従業員に戒告の懲戒処分を科しました。今回の処分については、今後の同様な行為の再発防止のため、社内に公表しようと考えています。どのような公表をすれば、問題がないでしょうか。

## ○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

## 再発防止のための公表

従業員に対して懲戒処分を行う際、当該従業員に処分を告知するだけでなく、処分したことや処分内容を社内に公表したいと相談を受けることがあります。会社としては、問題行為の再発防止のために、懲戒処分に関して会社全体に公表し、周知したいと考えていることが多いようで、確かに、そのような効果も期待できるところだと思います。

## 従業員の名誉にも配慮が必要

ただし、懲戒処分の公表をするにあたっては、処分された従業員の名誉等にも配慮する必要があります。裁判例には、そもそも処分が無効と判断された事例ですが、処分の公表が名誉棄損にあたるとして慰謝料の支払いが命じられたものがあります。また、仮に処分が有効であっても、公表の方法や内容によっては、名誉棄損にあたる場合があると考えられるので、注意が必要です。

## どのように公表すればよいのか？

それでは、懲戒処分を公表する場合、どのように行えばよいのでしょうか。この点については、人事院作成の、公務員の懲戒処分の公表指針が参考になります。当該指針では、公表する懲戒処分として、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職または停職である懲戒処分とする旨定めています。また、公表内容を、事案の概要、処分量定、処分年月日、所属等の属性としています。

## 個人を特定する事項は公表しない

公表方法については、口頭での公表や掲示板への掲示、電子メールの配信など、様々な方法が考えられます。ただ、上記指針では、個人が識別されないように公表することを基本とする旨定めています。確かに、処分の公表の目的が再発防止にあるならば、処分された従業員を特定する必要まではないといえるでしょう。また、ハラスメント等のように、社内に被害者がいる場合には、被害者の名誉等にも配慮する必要があります。

## すぐ弁護士に御相談を

懲戒処分の公表ひとつをとっても、配慮しなければならない事項がたくさんあります。労務問題に限らず、法律問題で気になる点があれば、すぐ弁護士に御相談されることをお勧めします。

## (法律相談コーナー)

## 第58回 試用期間の延長と本採用拒否

## ●相談内容●

当社ではこの度、3カ月の試用期間を定めて社員を採用しました。しかし、これまでの働きぶりを見た結果、本採用しようかどうか迷っています。試用期間を延長して、もうしばらく様子を見ようと思うのですが、問題はありますか。また、仮に本採用を拒否する場合には、試用期間中であっても事前に予告が必要なのでしょうか。

## ○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

## 社員にふさわしいか判断するための試用期間

社員を採用するには、不特定多数の応募者の中から人選を行わなければなりません。しかし、面接だけでは、社員の性格や能力、働きぶりなどを把握することは困難で、実際に働いてみてもらわないと、会社としても分からないことが多いのが現実です。したがって、社員の採用にあたっては、自社の社員にふさわしいか判断するため、試用期間を設ける企業が多いようです。

## 延長するには規定が必要

ただ、社員の立場から見れば、試用期間は、働きぶり等によっては本採用を拒否されかねないという、不安定な期間です。したがって、試用期間の延長は、就業規則等において、延長があり得る旨、延長の理由及び延長期間等が定められてはじめて、行うことができます。試用期間の延長を行うためには、たとえば、「社員としての適格性を判断するため必要と認めるときは、会社は、3ヶ月を限度として使用期間を延長することができる。」などというような規定を、就業規則に盛り込んでおく必要があります。

## 本採用拒否の予告は必要か

では、仮に、社員を本採用しないと決めた場合、30日前までの予告が必要なのでしょうか。この点については、労基法21条ただし書きで、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合には予告が必要である旨定められています。したがって、予告手当を支払いたくない場合、本採用するか否かを判断するための期間は、実質2か月となってしまいます。また、仮に、3ヶ月の試用期間を経た後で社員の本採用拒否を決めた場合には、30日分の予告手当を支払わなければなりません。

## すぐ弁護士に御相談を

採用や解雇は、社員の生活に直結する、非常にデリケートな事項ですから、配慮しなければならない点がたくさんあります。労務問題はもちろん、法律問題で気になる点があれば、すぐ弁護士に御相談されることをお勧めします。

# e コミ。おかやま

- communication OKAYAMA

商工連会報「いゝコミ。おかやま」

編集・発行／岡山県商工会連合会  
〒700-0817 岡山市北区馬之町4-19-401  
TEL.086-224-4341(代) Fax.086-222-1572  
http://www.okascci.or.jp e-mail shokoren@okascci.or.jp

2015  
Vol.484

# 3

## 弁護士の コラム



こばやし やすひこ  
**弁護士 小林 裕彦**  
 (岡山弁護士会所属)

TEL : 086-225-0091  
 FAX : 086-225-0092

昭和59年一橋大学法学部卒業後、  
 労働省(現厚生労働省)入省。平成  
 元年司法試験合格。平成4年弁  
 護士登録。会社顧問業務、企業法  
 務、訴訟関係業務、行政関係業  
 務、破産管財人、民事再生監督委  
 員、地方自治体包括外部監査業務  
 などを主に取り扱う。

## マタニティ・ハラスメント

最近、テレビ等でマタハラという言葉をよく耳にするようになりました。マタハラとは、マタニティ・ハラスメントの略語で、女性が妊娠・出産を理由に職場で精神的・肉体的嫌がらせや不利益を受けることをいいます。2014年の新語・流行語大賞のトップテンに選ばれる等、一般の方にも広く認識されるようになってきました。会社が、女性が妊娠・出産したのを機に退職を強制したり降格させたりすることは、昔から存在している問題ですね。

このマタニティ・ハラスメントについて、最近注目すべき最高裁判決が出されました。この判決の事案は、病院に副主任として勤務していた理学療法士の女性が第2子妊娠にあたり、労働基準法65条3項に基づき、軽易な業務への転換を希望したところ、病院側が軽易な業務への転換とともに副主任を免ずる措置を行い、育児休業後に職場復帰しても副主任に戻れなかったというもので、副主任を免ずるといふ降格措置が男女雇用機会均等法9条3項に違反するかが争われたものです。

最高裁は、均等法の趣旨に照らして、女性労働者につき妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として均等法9条3項の禁止する取扱いに当たり無効となると判断した上で、例外的に有効になる場合として、事業主が当該労働者について降格の措置を執らずに軽易な業務へ転換させることに人員の適正配置の確保などの業務上の必要性から支障がある場合などで、降格措置について均等法9条3項の趣旨及び目的に實質的に反しない特段の事情が存在するときをあげています。しかし、この最高裁判決がいう特段の事情が認められるケースというのは実際にはあまりないと考えられます。最高裁の判例は今後の同種事件の先例となりその影響力が大きいものです。今後生じうる類似事件について、事件の背景事情を一切考慮せず、不利益な措置をすべて無効してしまうのは妥当でない場合も考えられます。そのため、事案に応じた解決ができるよう例外が認められる余地を残すということがあるのです。このように考えると、最高裁が例外を認める余地があると判示している場合であっても、例外が広く認められると安易に解釈すべきものではありません。そのため、今後、妊娠を理由として解雇、降格等不利益な措置を講じることは原則として、無効とされることになることに十分注意していただきたいところです。

近時マタハラ、セクハラ等を含むハラスメントに対する企業の責任について、厳しい責任が問われる傾向が強くなっています。ハラスメントに対する対応は一つ間違えると、法的紛争へ発展するリスクがあるのみならず、会社の社会的信用まで失いかねません。ハラスメントへの対応にお困りでしたら、弁護士に相談されることをおすすめします。

## 湯ノ花温泉（福島県）

秘湯とは、人里離れた交通の不便な、夜は怖いくらい静かな、普通の旅行客があまり来ない源泉掛け流しの一軒宿。まあ、とにかく東北は秘湯が多い。その中でも福島県は、奥会津、南会津、猪苗代の北の方など秘湯のオンパレード。

今回は、南会津の湯ノ花温泉をご紹介します。分類上は単純泉ですが、硫黄やいろいろなミネラルがたくさん万遍なく入っているという感じのピリっと感のある良泉。ここは、普段は旅行客がほとんど来ないのですが、何と共同湯が4か所あります。天神の湯、石湯、弘法の湯、道端の湯。しかし、天神湯と石湯は熱い！というか熱過ぎる。天神の湯は周りに洗面器でお湯を少しずつ冷やしながら入るやり方です。ちなみに、水をくべられません。足を入れたところ、軽い火傷をしました。もう一つの石湯は細いホースで水はくべられるのですが、熱い源泉の量が多すぎて結局熱くて入れませんでした（地元のおじいさん、おばあさんは入っておられました。ちなみに混浴です。）。

一番良かったのが、民宿本家亀屋の持ち湯の温泉小屋がベストでした。足元から湧いており、硫黄臭が香り、しかも適温。レベルの高い温泉です。

最後に、湯ノ花温泉から車で15分ほどの木賊（とくさ）温泉の共同湯。底から直湧きで感動。ここは、全国的にも有名ですよ。福島県の温泉、こんなもんじゃありません。もっと凄いのがゴロゴロしてます（笑）



天神の湯

熱いのに水をくべれません。

### 石湯

石が建物の内側までせり出しています。熱すぎて、地元の人しか入れません。



民宿本家亀屋の湯小屋

ボロい小屋がシブイ！  
知らないと温泉があることは分かりません。

### 木賊温泉の共同湯

底から直湧き。震災の影響で湯の出が少し悪くなったとのこと。

